

4. 執行機関

(6) 長の再議等に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	再議に付した件数					再選挙を行わせた件数
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの	
奈良県	2	2	0	0	0	0
佐賀県	1	0	0	0	1	0
沖縄県	1	0	1	0	0	0

イ 長の一般的拒否権に基づく再議（法第176条第1項）

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
奈良県	奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例の一部を改正する条例	議員提案による条例の改正内容に異議があるため	当該事件不成立	R6. 3. 6	R6. 3. 25	R6. 3. 25	R6. 3. 25	議員提案
奈良県	奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例	議員提案による条例の改正内容に異議があるため	当該事件不成立	R6. 3. 6	R6. 3. 25	R6. 3. 25	R6. 3. 25	議員提案
佐賀県	令和5年度佐賀県一般会計補正予算（第6号）の修正議決	県立大学構想をより具体的に調査、検討、議論する事業に係る予算について、その全額を減額する修正議案が議決されたため。	再議を認容	R5. 11. 30	R5. 12. 20	R5. 12. 20	R5. 12. 21	原案可決
計	3件	当該事件不成立	2件	/	/	/	/	/
		前の議決どおり再議決	0件					
		修正議決	0件					
		再議を認容	1件					

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙（法第176条第4項）

都道府県名	再議に付した又は再選挙を行わせた事項		再議又は再選挙の結果	議案提出日	議決日	再議又は再選挙に付した日	再議に対する議決日又は再選挙の日	総務大臣に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無		備考
	理由	理由						審査申立ての経過	出訴の経過			
沖縄県			令和7年度沖縄県一般会計予算及び令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算	法第97条第2項ただし書違反のため	前の議決どおり再議決	R7. 2. 12	R7. 3. 28			R7. 3. 28	R7. 3. 28	有
計	1件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	1件	/	0件	/	/
		前の議決どおり再議決	1件									
		修正議決	0件									
		再議を認容	0件									
		再選挙	0件									

エ 長の執行不能と認める再議<該当なし>

② 市区町村分
ア 総括表

都道府県名	再議に付した又は再選挙を行わせた市町村数	再議に付した件数					再選挙を行わせた件数
			当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの	
北海道	1	1	0	1	0	0	0
岩手県	1	1	0	0	0	1	0
茨城県	1	1	0	1	0	0	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	1
千葉県	1	1	0	0	0	1	0
山梨県	2	2	0	1	1	0	0
長野県	1	1	0	0	1	0	0
愛知県	2	2	0	2	0	0	0
三重県	1	1	0	1	0	0	0
滋賀県	2	2	1	0	0	1	0
京都府	1	1	0	0	0	1	0
大阪府	3	3	0	0	0	3	0
岡山県	1	1	0	1	0	0	0
広島県	1	1	0	1	0	0	0
徳島県	3	3※	0	0	0	2	0
高知県	1	1	0	0	0	1	0
福岡県	2	2	0	1	0	1	0
沖縄県	1	1	1	0	0	0	0
合計	26	22	2	9	2	11	1

※ 徳島市の案件については現在調整中であり、再議に付した件数と内訳が一致しない。

イ 長の一般的拒否権に基づく再議（法第176条第1項）

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
北海道	上富良野町	令和7年度上富良野町一般会計予算の修正議決	1 予算の意義と予算措置（特別旅費）の必要性による。 2 予算特別委員会における審議質疑への異議による。 3 『友好都市であるカムローズ市への特別旅費』の必要性による。	前の議決どおり再議決	R7.3.2	R7.3.14	R7.3.17	R7.3.17	原案否決
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 1件 0件 0件	/	/	/	/	/
岩手県	紫波町	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	指定管理者として指定しようとする者のコンプライアンス等及び選定手続を理由に否決されたこと等について異議があるため	再議を認容	R7.2.12	R7.2.12	R7.2.21	R7.2.21	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 0件 1件	/	/	/	/	/
山梨県	忍野村	令和5年度忍野村一般会計補正予算（第6号）修正議決	物価高騰の影響を直接受け続けている全村民に対し、政府の施策に加えて更なる救済施策を早急に実施するため	前の議決どおり再議決	R5.12.5	R5.12.21	R5.12.21	R5.12.21	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 1件 0件 0件	/	/	/	/	/
長野県	飯山市	令和5年度飯山市一般会計補正予算（第4号）の修正議決	雪かき支援事業等における人件費等の減額は、人件費等を減額しても事業の実施が可能という議会の判断には具体的な根拠が乏しく、事業の確実な執行に支障をきたすおそれがあるため	修正議決	R5.8.29	R5.9.21	R5.9.22	R5.9.28	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 1件 0件	/	/	/	/	/

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
三重県	伊賀市	令和6年伊賀市一般会計予算に対する修正議決	修正議案により削除された広報戦略マネジメント事業に係る予算は、全国版の新聞広告を出すことにより、当市の重点施策である子育て支援策を市内外の企業及びその従業員に対し積極的かつ強力に情報発信し、定住人口、関係人口及び交流人口の獲得等を目指すものであるため。また、長期的視点においても人口減少対策、誘客、財源確保に大きな影響を及ぼすものであるため。	前の議決どおり再議決	R6. 3. 22	R6. 3. 22	R6. 3. 22	R6. 3. 22	原案否決
計	1団体	1件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	1件					
			修正議決	0件					
			再議を認容	0件					
滋賀県	長浜市	令和6年度一般会計予算の修正議決（病院再編事業支援業務委託料を減額）	病院再編の実現のためには、高度な専門知識と経験を有するコンサルティング業者に病院再編事業支援業務を委託する必要があるため。	再議を認容	R6. 2. 26	R6. 3. 22	R6. 3. 22	R6. 3. 22	再議により修正案の否決後、原案の採決により議決
滋賀県	長浜市	令和7年度一般会計予算の修正議決（病院再編関連経費を減額）	経営再建と並行して将来の地域医療体制を構築するために不可欠なものであるため。	当該事件不成立	R7. 2. 21	R7. 3. 24	R7. 3. 24	R7. 3. 24	再議により修正案の否決後、原案も否決されたため、再調製した議案を提案し、議決
計	1団体	2件	当該事件不成立	1件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	0件					
			修正議決	0件					
			再議を認容	1件					
京都府	舞鶴市	令和6年度舞鶴市一般会計予算の修正議決	学校給食費無償化事業費について、財源が安定的でなく、また当該事業について市民合意が得られていないという理由により当該事業費を減額する修正議決がされたことに異議があるため	再議を認容	R6. 2. 26	R6. 3. 27	R6. 3. 28	R6. 3. 29	原案可決（附帯決議あり。）
計	1団体	1件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	0件					
			修正議決	0件					
			再議を認容	1件					

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
大阪府	堺市	令和6年度堺市一般会計予算の修正議決	SMIプロジェクトは、堺都心部において交通という切り口から都市魅力を大きく向上させ、未来を見据えて挑戦する堺の都市ブランドの確立に資するものであり、堺の成長・発展のために必要な取組である。このことから、第8款土木費 第4項都市計画費 第1目都市計画総務費「SMIプロジェクト推進事業」は、減額すべきでない。	再議を認容	R6. 2. 16	R6. 3. 27	R6. 3. 27	R6. 3. 27	
大阪府	堺市	令和7年度堺市一般会計予算の修正議決	本市は「堺市基本計画2025」において「人生100年時代の健康・福祉～Well-being～」を重点戦略に掲げ、「健康寿命の延伸」を重要目標達成指標（KGI）として推進しており、多くの高齢者がフレイル予防・介護予防に取り組む環境を形成することは重要である。 本事業は、「アスマイル」に市町村オプションを付加しポイントを付与することを通じて、高齢者をはじめとした多くの市民にスマートフォンの健康アプリを使った健康管理に取り組む機会を提供し、高齢者の主体的な健康増進活動や生活習慣の改善を促すと同時に、健康アプリを使うことによりデジタル・デバイドの解消にもつながるものである。 本市では、事業開始当初から「アスマイル」を活用して事業を展開している。これまでの3年間における取組結果を検証し、多くの高齢者に活用していただけるよう事業の実効性を高め、「アスマイル」を最大限活用し高齢者の行動変容につながるよう取組を進める必要がある。具体的には、アンケート・お知らせ配信を通じた意識調査や啓発をはじめ、ウォークラリー機能を活用した運動習慣の形成、大阪府との連携強化による健康イベントの参加促進、さらには、大学等学術研究機関との連携によるデータ分析や効果検証の検討等に取り組む。 本事業に係る予算の減額により市町村オプションを付加できないことは、これまで積み重ねてきた高齢者の健康増進活動の推進に影響を与えるものである。 以上のことから、令和7年度において「アスマイル」の市町村オプションの活用によりフレイル予防・介護予防、ひいては健康寿命の延伸を図ることが必要であり、第3款民生費 第1項社会福祉費 第4目老人福祉費「高齢者健康増進施策」は、減額すべきではない。なお、本事業の実施にあたっては、適宜、議会への報告を行いながら取組を進める。	再議を認容	R7. 2. 13	R7. 3. 25	R7. 3. 25	R7. 3. 25	
大阪府	田尻町	田尻駅上広場に（仮称）田尻町総合文化センター建設計画の廃止の是非を問う住民投票条例制定の議決	条例の目的である総合文化センター建設の是非は、建設を公約に掲げる町長の当選により建設に賛成の住民の意思が示されていること、その他理由のため	再議を認容	R6. 4. 15	R6. 4. 15	R6. 4. 15	R6. 4. 15	原案否決
計	2団体	3件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	0件					
			修正議決	0件					
			再議を認容	3件					

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
徳島県	徳島市	県市協調新ホール整備に関する基本協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例に関する議決	議員提出議案を認めてしまえば、県が、協定を変更して行おうとしている藍場浜公園西エリアでの新ホール整備計画は頓挫し、新ホールの完成には再び多くの時間が必要となることが容易に考えられるため。また、県が新ホールを整備する根拠である協定を、市議会の承認がなければ県市協調が成り立たないとする今回の条例制定は不相当であるため。		R6. 10. 7	R6. 10. 8	R6. 10. 15		議員提案 継続審査中
徳島県	小松島市	令和5年度小松島市一般会計補正予算(第2号)	事業推進のため必要な予算であるため	再議を認容	R5. 6. 9	R5. 6. 26	R5. 6. 26	R5. 6. 26	
徳島県	那賀町	令和5年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)の修正議決	調剤薬局の撤退に伴う地域の体制確保、幅広い活用を検討の必要があるため	再議を認容	R5. 7. 4	R5. 7. 4	R5. 7. 4	R5. 7. 4	
計	3団体	3件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 0件 2件	/	/	/	/	/
高知県	四万十町	四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例の制定議決	提出された住民投票条例の不備、計画の策定や、必要な予算・計画等に対する議決といった経過・タイミングが考慮されていないため	再議を認容	R5. 9. 13	R5. 9. 15	R5. 9. 21	R5. 9. 22	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 0件 1件	/	/	/	/	/
福岡県	田川市	令和5年度田川市一般会計補正予算についての修正議決	修正議決され、削減された予算は、本市における共生社会推進に向けた取組を実施していくため必要なものであると考えるため。	再議を認容	R5. 6. 19	R5. 7. 5	R5. 7. 12	R5. 7. 12	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 0件 1件	/	/	/	/	/

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	議案提出日	議決日	再議に付した日	再議に対する議決日	備考
沖縄県	糸満市	修正可決された令和6年度糸満市一般会計予算の再議	修正可決された一般会計予算では、必要な事業が実施できないため	当該事件不成立	R6.3.4	R6.3.12	R6.3.26	R6.3.27	原案否決
計	1団体	1件	当該事件不成立	1件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	0件					
			修正議決	0件					
			再議を認容	0件					
合計	15団体	17件	当該事件不成立	2件	/	/	/	/	/
			前の議決どおり再議決	3件					
			修正議決	1件					
			再議を認容	10件					

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙（法第176条第4項）

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた事項		再議又は再選挙の結果	議案提出日	議決日	再議又は再選挙に付した日	再議に対する議決日又は再選挙の日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無		備考
		理由							審査申立ての経過	出訴の経過			
茨城県	取手市	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	法第243条の2の7第2項違反のため。	前の議決どおり再議決	R5. 11. 29	R5. 12. 12	R6. 3. 21	R6. 3. 21	無		無		令和6年第1回議会にて再議決
計	1団体	1件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/	0件	/	0件	/
			前の議決どおり再議決	1件									
			修正議決	0件									
			再議を認容	0件									
			再選挙	0件									
群馬県	板倉町	議長選挙	板倉町議会会議規則第59条違反のため	再選挙	R5. 5. 22	R5. 5. 22	R5. 5. 22	R5. 5. 22	無		無		
計	1団体	1件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/	0件	/	0件	/
			前の議決どおり再議決	0件									
			修正議決	0件									
			再議を認容	0件									
			再選挙	1件									
愛知県	豊橋市	豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について	議決結果が議会の権限を超え又は法令に違反すると認めるため	前の議決どおり再議決	R6. 12. 26	R6. 12. 26	R7. 1. 14	R7. 1. 29	有	R7. 2. 18 審査申し立て R7. 3. 31 棄却	有	R7. 4. 22 名古屋地方裁判所へ出訴	議員提案
愛知県	常滑市	常滑市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	法第243条の2の7第2項（R6. 3. 22時点は第243条の2第2項）違反のため。	前の議決どおり再議決	R5. 12. 6	R5. 12. 20	R6. 3. 1	R6. 3. 22	無		無		
計	2団体	2件	当該事件不成立	0件	/	/	/	/	/	1件	/	1件	/
			前の議決どおり再議決	2件									
			修正議決	0件									
			再議を認容	0件									
			再選挙	0件									

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた事項		再議又は再選挙の結果	議案提出日	議決日	再議又は再選挙に付した日	再議に対する議決日又は再選挙の日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無	裁判所への出訴の有無	備考
		理由	審査申立ての経過						出訴の経過		
広島県	安芸高田市	令和6年度安芸高田市一般会計予算	地方自治法第97条第2項に規定される長の予算の提出権限を侵害しているため	前の議決どおり再議決	R6. 2. 22	R6. 3. 21	R6. 3. 29	R6. 3. 29	有 2024年4月18日広島県知事へ審査申立書を提出 2024年7月22日広島県知事の裁定⇒「棄却」	無	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容 再選挙	0件 1件 0件 0件 0件	/	/	/	/	1件	0件	/
福岡県	糸島市	議員に対する問責決議に関する議決	法第117条違反のため	前の議決どおり再議決	R6. 6. 19	R6. 6. 19	R6. 7. 16	R6. 7. 16	無	無	当該議員を除外し再議決
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容 再選挙	0件 1件 0件 0件 0件	/	/	/	/	0件	0件	/
合計	6団体	6件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容 再選挙	0件 5件 0件 0件 1件	/	/	/	/	2件	1件	/

エ 長の執行不能と認める再議

都道府県名	市町村名	削除又は減額された経費の種類	再議に付した理由	再議の結果	法第177条 第2項適用 の有無	法第177条 第3項適用 の有無	議案提出日	議決日	再議に 付した日	再議に対する 議決日	備考
千葉県	東金市	令和6年度一般会計補正予算（第2号）のうち、東金市外三市町清掃組合負担金、清掃組合から委託を受け本市が実施する事業の経費	義務費の減額であるため	再議を認容	無	無	R6. 6. 18	R6. 6. 18	R6. 8. 7	R6. 8. 7	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 0件 1件	0件	0件	/	/	/	/	/
山梨県	西桂町	令和5年度一般会計予算のうち都市公園施設管理事業に係る委託料並びに工事請負費を減額	さくら公園・憩いの森公衆用トイレ建設事業については、この事業を推進するため、県補助金や指定寄付金等の財源が担保されたことにより更新期を迎えた2カ所のトイレの再整備を予算化したものであるが、この更新期を逃せば、財源確保の面においてすべて町の一般財源を充てて実施する事業となるため財政面において非常に不利になってしまうことが明白なため再議に付する。	修正議決	無	無	R5. 12. 7	R5. 12. 14	R5. 12. 14	R5. 12. 14	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 0件 1件 0件	0件	0件	/	/	/	/	/
岡山県	美作市	職員人件費を含む令和5年度一般会計補正予算	義務費の減額であるため	前の議決どおり再議決	無	無	R5. 11. 28	R5. 12. 21	R5. 12. 21	R5. 12. 21	
計	1団体	1件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 1件 0件 0件	0件	0件	/	/	/	/	/
合計	3団体	3件	当該事件不成立 前の議決どおり再議決 修正議決 再議を認容	0件 1件 1件 1件	0件	0件	/	/	/	/	/